

Title	カイザー=シェッヒ 『犯罪学 少年刑法 行刑 第五版』 (二〇〇一年); カイザー=シェッヒ 『行刑 第五版』 (二〇〇二年)
Sub Title	Kaiser/Schöch "Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug." 5. Aufl., 2001 ; Kaiser/Schöch "Strafvollzug." 5. Aufl., 2002.
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.12 (2002. 12) ,p.145- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021228-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021228-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

カイザー・シエツヒ

### 『犯罪学 少年刑法 行刑 第五版』

(二〇〇二年)

カイザー・シエツヒ

### 『行刑 第五版』(二〇〇二年)

一 今回取り上げる犯罪学関係の二著の筆者、カイザーとシエツヒは、共に、テュービンゲン大学のハンス・ゲツピンガーが、一九六二年に創設した犯罪学研究所で助手を勤め、薫陶を受け、その学問の後継者として巣立ち、ドイツの犯罪学・刑事政策を支え、推進して来た優れた研究者である。

ゲツピンガーは、「統合科学的・経験的犯罪学」を提唱し、その実証研究として「テュービンゲン若年犯罪者研究」を実施し、犯罪原因論に新たな局面を開こうとし、「ドイツ学術補助財団」の協力を得て、膨大な資金と労力をつぎ込み、青少年・若年成人の犯罪者と比較群を対象に

した調査研究を試みたことで有名な学者であった。その研究は、結局、失敗に終わったが、研究所から巣立った人々が、ドイツの各大学で教授として活躍し、ドイツの犯罪学の展開と発展に大きな貢献をしたことで、結果的に、大きな仕事を残した。

二 テュービンゲン大学犯罪学研究所で助手を勤め、業績を認められて研究者の道へと進んだその門下の大学教授は極めて多数である。カイザーは、一九七〇年に、フライブルクのマックス・プランク・外国・国際刑法研究所の犯罪学部門の所長となり、その指導の下で、国際的に高く評価された多くの業績を残し、多数の後継者を育成した。シエツヒは、一九七四年に、ゲツティンゲン大学教授に招聘され、犯罪学・行刑研究所を設立し、優れた業績を上げると共に、多数の学位論文を指導し、ドイツの刑事政策の水準を高めるのに大いに貢献し、一九九四年に、シュテューリンゴルムの後任として、ミュンヘン大学教授に就任し、犯罪学研究所を主宰している。ハンス・ユルゲン・ケルナーは、一九七七年にハンブルク大学教授となり、特に、ドイツ保護観察協会に関与し、活躍し、その優れた語学力を生かし、パリに本部のある国際犯罪学会の学術委員長、会長を歴任し、一九八五年には、引退したゲツピンガ

ーの後継者として、テュービンゲン大学教授となり、古巣の同大学犯罪学研究所長となった。ウルリッヒ・アイゼンベルクは、ベルリン自由大学教授となり、犯罪学の著書(五版 二〇〇〇年)、特に、ベストセラーとなった少年裁判所法の注釈書(九版 二〇〇二年)で名声を得ている。イェルク・マルティン・イエーレは、一九八六年に新設されたワイースバーデンの犯罪学研究センター所長となり、幾多の優れた業績を残し、一九九五年に、ミュンヘン大学教授に転じたシェッヒの後任として、ゲッティンゲン大学教授となり、犯罪学・行刑学研究所長に就任した。ミヒャエル・ポックは、一九八五年に、引退したメルゲンの後任としてマインツ大学教授となり、犯罪学の著書(二版 二〇〇〇年)、ベーム教授と共に、ゲッピンガー教授の主著犯罪学の五版(一九九七年)の改定を行ったことで知られる。また、ディーター・ロエスナーは、裁判官等、実務家を経験した後、一九八五年から、研究所の助手をしていたが、一九八八年にゲッティンゲン大学のシェッヒの研究所に移り、研究と教育に従事し、一九九三年に、ハッレ大学教授となり、「加害者・被害者和解」の専門家として多くの業績を残し、一九九八年には、マールブルク大学教授に転じた。このように見てくると、ゲッピンガー門下の人

脈は、ドイツ犯罪学の主流をなしていることが分かる。

三 カイザーとシェッヒの手になる二著を紹介する。「犯罪学 少年刑法 行刑」は、一九七〇年代の大学改革の一環として、法学部学生の国家試験の受験科目の改正があり、選択科目が整理された際、刑事法の分野にこの三科目が選択科目として設置された。本書は、法科学習コース(Juristischer Studienkurs)のシリーズの二冊として、一九七八年に出版された。類書には Ulrich Eisenberg, Kriminologie, Jugendstrafrecht, Strafvollzug. 6. Aufl., 2000; Heike Jung(Hrsg.), Fälle zum Wahlfach Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug. 2. Aufl., 1988; Hans Joachim Schneider, Kriminologie. 3. Aufl., 1992; ders., Jugendstrafrecht Wirtschaftsstrafrecht Strafvollzug. 3. Aufl., 1992 等がある。本書は、これらの中で内容的に最も新しい。

手元にある三版(二五七頁)、四版(二七三頁)と比べると、新版の頁数は二七六頁であるから、大きな改定ではない。だが、項目数は、前版が二〇項目であったのが一六項目になっている。最初の項目(一一三)で、犯罪と刑罰に関する理論や研究方法の説明を整理したこと、それに続く項目(四一六)で、責任能力、改善・保安処分及びそれ

に関連する最近の危険な性的犯罪者に対する立法を考慮したこと「前著では、七「精神病質事例」と九「社会治療事例」に分けていたのを五「性癖犯人事例」にまとめている」、ドイツ統一前に起きた「ベルリンの壁を越境した者を射殺した旧東独の兵士の事件」〔前著では一七「強制収容所暴行事件」を扱っていた〕を取り入れたことなど、問題点を整理し、内容的に一層洗練するべく努めている。

新版を手にして、一九八六年冬学期にゲッティンゲン大学のシェッヒの研究所で見聞した事を思い出した。まさにその頃、本書の三版の改訂作業中であつた。助手たちが、手分けして、立法・判例・学説の動きをチェックし、原稿の書き換えに没頭していた。判例集や雑誌に掲載された関連事項をメモ書きし、新刊の著書・論文に目を通し、旧版の頁のコピーに記入する作業をしていた。助手をキャップに、副手 (studentische Hilfskraft) を動員し、丹念かつ細心の注意をもって改定のための準備が進められていた。ドイツの教授の研究室では、いつでも見られる光景であるが、組織的に学問を推進するためには「一将功なりて万骨枯る」というのはオーバーであるが、研究補助者が一体となつて当たるティームワークの凄さを感じさせられる風景である。この修練を通じて、助手や副手の中から、教授に

認められ、学位論文を書く機会が与えられ、さらには、教授資格を取得する論文の執筆許可があり、そのような手順を経て、優れた論文と後継者が生み出される。一種の徒弟制度ではあるが、学問的生产性という点では、我が国では真似の出来ないシステムである。

この著作は、「法学学習コース」の一冊であり、各項目毎に、まず詳しい事案を挙げ、設問が続ぎ、模範解答を示すという形をとっている。ドイツの国家試験の「論文式問題」のための模擬試験参考書という性格をもつ。事案は、日本の類書のそれと比べるとかなり詳細である。模範解答には、最近の立法動向、判例の動き、学説が詳細に説明され、巻末の文献集が詳細であり(二二頁)、受験生の勉強に有用な手引きとなつている。国家試験受験用の参考書ではあるが、関連資料の検索、論文の構成など、ドイツの刑事政策に関心を持つ院生や若手の研究者にとつても十分参考に値する著作である。詳細にわたる紹介は省略するが、項目五―七を読めば、直近までのドイツにおける責任能力論、処分論、それと関連する「危険性の予測の問題」について適切かつ詳細な情報に接することが出来る。もつとも、学問的には「行刑 綱要」の叙述を参照する方が良いであろう。

四 行刑に関する綱要 (Lehrbuch) の初版 (一九七四年) は、カイザー、シェツヒ、アイト (H.-H. Eids) 、ケルナーの四人の共著であった。このうち、アイトは、当時、テュービンゲン大学犯罪学研究所の助手で、ゲツピンガーの指導の下でアメリカの青少年犯罪者の社会内処遇に関する論文 (一九七三年) で学位を取得していた。その後、実務に転じ、現在、コーブルクで弁護士をしている。本書は、四版が一九九二年に出ているが、一九九一年には、新書版の「行刑 四版」が公刊されていた。新書版の構成、内容など、「綱要」とほぼ同じであるが、学生の受験を意識し、コンパクトな叙述になっていた。「その初版は、一九七八年の「綱要」二版を圧縮した形で、二版と銘打って同年に出版された」。「綱要 五版」では、共著者から、ケルナーの名が消えた。序文によると、ケルナーから、多くの項目について改定に関する内容豊富な原稿や関連するデータなどが提供されたが、内外の仕事に時間を取られ、十分な協力が出来なかったため、共著者から下りるとの申し出があり、了承したとのことである。確かに、ケルナーは、相変わらず、ドイツの犯罪学者の代表として国際的な活動を続ける一方、ドイツ保護観察協会のほか、ドイツ犯罪防止・犯罪者保護財団 (Deutsche Stiftung für Verbrechensver-

hütung und Straffälligenhilfe) の代表者の任にあり、超多忙なスケジュールをこなしている。この点との関連で指摘したいのは、前著では、各章の執筆者については序文の後の頁に一括して記載されていたが、新著では、各章の欄外に執筆者が明記されている。シェツヒの場合は、ミュンヘン大学の犯罪学研究所の豊富な研究補助スタッフが動員されたのであろうが、カイザーの場合、定年退職後、マックス・プランク研究所の助手たちが、前官礼遇により、改定に全面協力をしたことであろう。この意味で、直系の弟子のハンス・イエルク・アルブレヒトを後継者に残したことは、定年後に研究を継続するうえで、重要な意味があったといえるべきであろう。

本書の内容。前著と比べ本文で約七〇頁削減されている。もともと、活字のポイントを落とし、行間を詰めているので、全体としてみれば、内容的には大きな変化はないように見える。子細に検討すると、叙述の重点を変え、明確な問題意識を提示しようとしている事が分かる。前著と変わった部分について述べよう。第一部「行刑の概念、歴史、目標」は、前著の第一部とほぼ同じであるが、行刑の歴史的發展については、ドイツ国内の動きを順序だてて説明し (九一六〇頁)、外国における動向を一二カ国について概観

しているのが新機軸である(六一―七七頁)。第四章に「ドイツにおける行刑の現状と問題」(二二〇―一五五頁)という項目を設け、従来、あちこちでなされていた説明を一カ所にまとめて叙述した事も、利用者には便利である。さらに、第一部に第五章「行刑の一般原則」(一五六―二二二頁)を加え、前著の第二部の冒頭に置かれた章を移しているのも、説明としては分かりやすい。前著では、第二部は「行刑の法」となっていた。その冒頭の第五章が新版では、第一部の第五章となり、前著に散在していた論点を「整理しここにまとめた。第二部「行刑の法的形成」の冒頭に、第六章「行刑の目標と形成の諸原則」(二三〇―二五二頁)が置かれ、前著の第一部にあった第四章「行刑の目標と目標の葛藤」がそこに移されている。第七章「行刑における特別な権利と義務」(二五三―三四六頁)は、前著の第六章を敷衍した内容となっている。特に、最近問題となっている「行刑におけるデータ保護」(三三六―三三七頁)を小項目として別建てにし、詳しい叙述がなされている。第三部「行刑のシステムと機構」は、前著では、第三部「行刑のシステムと機構」、第四部「プロセスとしての行刑」とに分けて説明されていたが、新著では、これを一本化した。このように構成することで、前著でかなり詳し

く説明されていた「治療的な刑の執行」の部分がかなり簡略化されている。この点において、最近のドイツにおける刑事政策の変化、特に「処遇行刑」の情熱が冷め、過剰収容による重圧と「社会復帰思想への懐疑」が処遇に関する叙述を抑制させたのであろう。それと対照的に、――行刑に関する憲法裁判所と国際人権裁判所の判例とを意識せねばならない状況が、ドイツの刑事法の研究者に求められているのであろうが――、行刑と人権、行刑に関連する手続法の問題点に関する記述が詳しくなっている(一九二―一九六頁、三六一―三八八頁)。他方、過剰収容という現実の圧力と「小さな政府」の要請への対応に直面し、「行刑の私企業化」(一九六―二〇三頁)の問題が避けて通れない。本書にその問題についての態度が示されていることに注意すべきである。

私の関心に関連して述べるならば、前著と比べ、釈放後の「更生保護」に関連する記述がかなり圧縮されたのは、いささか残念であった。

ドイツの刑事政策は、一九九八年の「危険な性犯罪者対策法」によって、これまでの動きの一部が軌道修正されたと言えよう。この点についての叙述を検討したい。良く知られているように、カイザーもシェツヒも、一九六九年に

刑法定典に導入された「社会治療処分(独刑法旧六五条)」の刑事政策的意義を評価し、その実現に努力していた。特に、マックス・プランク研究所は、ベルリンのテゲル司法執行施設での実験プロジェクトを初め、社会治療施設の充実と強化に協力していた。「社会治療処分」は、財政上の理由等により、一九八四年の「行刑法一部改正法」により、改善・保安処分としては廃止され、刑の執行方法として、行刑法九条に規定され、さらに、一九九八年の改正で、危険な性犯罪行為者に対する特別な処遇方法として位置づけられた。一九八四年の改正に際して、「社会治療」の重要性を説いていたのは、この二人であった。本書の四一四頁以下の「社会治療施設」は、その現状を示し、今なお、必要とされる収容定数の四分の一に過ぎないことを指摘し、社会復帰の必要性があり、その可能性のある受刑者に対し、特別な治療方法と社会的援助、そして釈放後に専門的な保護をするのに十分な態勢を整える必要性を強調している。要するに、社会治療に適した被収容者を、その処遇に適した施設に収容し、社会復帰後の社会生活へとスムーズに戻るよう、社会適応性を回復すべく訓練し、社会内での適切な受け皿が用意されなければならないのである。ところで、「社会治療」と一口に言っても、その内容は多様であ

る。行刑法に定義がある訳ではない。施設毎に、社会治療の形式も内容も異なっている。だが、被収容者の適性に応じて社会復帰プログラムを設定するには、具体的な処遇方法が施設毎に異なっているほうが相応しいとの指摘は重要である。カイザーは、最近、次々に公刊されている「社会治療施設」の被収容者に関する実証研究の成果に基づき、収容期間、個別的な処遇方法の有効性に関して説得的なコメントを付している。「社会治療」に関する情報は、研究者・実務家の最新の研究業績をつぶさに検討し、具体的な提案に即した判断をする必要がある。一昔前の情報ではなく、現在の問題提起に即した判断が必要である。ドイツの刑事政策研究の分野での第一人者を目指す者には、クラウス・ラウベンタールの「行刑 三版」(二〇〇二年)、ベルント・ディーター・マイヤーの「刑事制裁」(二〇〇一年)、フランツ・シュトレングの「刑事制裁 二版」(二〇〇二年)で扱われている関連箇所を慎重に検討する努力が不可欠である。

五 私 は、アルトゥール・カウフマンの紹介で、ハンス・ゲッピンガーと知り合った。同氏は、二度来日し、日本との学術交流に努力された。一九六九年に、その研究所を訪問した際に、カイザーと知り合い、一九七三年にシェッヒ

と知り合った。既に紹介したテュービンゲン大学の犯罪学研究所で助手を勤め、研究者となった殆どのスタッフは、その後の訪問で出会った人々であった。中谷瑾子名誉教授も、医事法の研究のため、ゲッピンガーを訪ね、その研究所に滞在されたとき、同じように多くのスタッフと人的交流を持たれた。慶應義塾大学法学部と因縁浅からぬ二人の研究者の努力で、犯罪学・刑事政策学の研究と教育に多大の寄与を果たすと期待される立派な著作が装いも新たに登場したことを祝福したい。

宮澤 浩一